縦断調査（出生児・成年者）の特別報告に関する研究会開催要綱

令 和 7 年 11 月 1 日
令和８年８月 24 日改正

1　目的

21 世紀出生児縦断調査（平成 22 年出生児）及び 21 世紀成年者縦断調査（平成 24 年成年者）では、それぞれ 10 回以上の調査を実施している。そこで、複数年分のデータを用いて調査対象者の行動の変化を分析し、併せて過去に実施した縦断調査と世代間比較を行うことにより、厚生労働行政に関する施策との因果関係を分析等するため、学識経験者等からなる「縦断調査（出生児・成年者）の特別報告に関する研究会」（以下、「本研究会」という。）を開催し、専門的な見地から縦断調査の特性を活かした因果推論的分析等を行うとともに、縦断調査に関する助言を得るものとする。

2　研究事項

本研究会は、主として次の事項について研究を行う。

研究にあたっては、構成員自らが因果推論的分析等を行うこととし、研究会において分析テーマ及び分析方法等の意見交換を行いつつ、研究結果について報告書として取りまとめることとする。

(１)調査対象者の家庭環境及び成長過程の変化や就学・就職・結婚・出産・子育て等のライフイベントに応じた行動の変化に関する因果推論的分析等について

(２)その他、特別報告に関すること、縦断調査の利活用や展望等について

3　構成員

本研究会の構成員は別紙のとおりとする。

4　運営等

(１)本研究会は、政策統括官（総合政策、労使関係担当）が、別紙の有識者の参集を求めて開催する。

(２)本研究会には座長を置き、構成員の互選により定める。

(３)本研究会に座長代理を置くことができる。座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

(４)座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に本研究会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(５)本研究会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(６)本研究会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

(７)本研究会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。

(８)本研究会の庶務は、政策統括官（総合政策、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付世帯統計室において行う。

(９)前各項のほか、本研究会の運営その他の本研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

【別紙】

縦断調査（出生児・成年者）の特別報告に関する研究会構成員　（五十音順、敬称略）

泉田　信行	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部部長
岩澤　美帆	国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部部長
卯月　由佳	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部総括研究官
夏　　天	国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部研究員
黒川　すみれ	福岡県立大学人間社会学部公共社会学科講師
毛塚　和宏	九州大学大学院比較社会文化研究院准教授
斉藤　知洋	国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第２室長
榊原　賢二郎	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部第３室長
下瀬川　陽	作新学院大学人間文化学部講師
内藤　朋枝	成蹊大学経済学部現代経済学科准教授
西村　幸満	国立社会保障・人口問題研究所副所長
西村　仁憲	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部研究員
南　　拓磨	国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部研究員
守泉　理恵	国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部第１室長